○関東地方整備局告示第三百七号

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川多摩川について、平成十年十月二十日付けで告示された建設省告示第千八百三十九号を次のように改める。

平成二十五年六月二十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

関係図面のうち、第二十四号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

○関東地方整備局告示第三百八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月二十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　23

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社安心確認検査機構

三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	田村　涼子、水澤　雅義

(2)　変更年月日

平成二十五年六月十四日

○中部地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年六月二十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
豊橋市東細谷町字境川二二番一から同市東細谷町字境川三五番一まで	前	三四・六九メートル～八〇・六七メートル
	後	三四・六九メートル～一〇〇・六六メートル　〇・一三四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　一号

区間	敷地の幅員延長
静岡県湖西市白須賀字宿南二八〇〇番一から愛知県豊橋市東細谷町字境川三五番一まで	〇・〇〇～三七・三四メートル　〇・六二三キロメートル

三　指定する道路の部分

四　指定する期日　平成二十五年六月二十三日

○中部地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	湖西市白須賀字宿南二七九五番二から豊橋市東細谷町字境川三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月二十三日十五時

○中部地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	豊橋市細谷町字井ノ上九五番一から同市細谷町字袴田三二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月二十三日十五時

○中部地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	豊田市明川町岩立八番七二から同市明川町岩立八番5まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月二十一日

○中部地方整備局告示第百三十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年六月二十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録建築物調査機関の名称

一般社団法人　富士建築士会

二　住所

静岡県富士市青島町百九十九番

三　代表者氏名

代表理事　杉山　るみ

四　登録年月日

平成二十五年六月七日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

一般社団法人　富士建築士会　静岡県富士市青島町百九十九番